

提案事項 管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	提案主体名	提案主体名の 公表の可否	制度の所管・関係 府省庁	制度の現状	反映の分類	検討要請に対する回答	その他
0702001	地域再生利子補給金制度について	地域再生利子補給金制度における指定金融機関の指定手続きの効率化	地域再生法施行規則第19条に基づく指定金融機関(利子補給)の指定については、現状以下①～⑤の流れで対応することとされています。 ①地域再生協議会の構成員となる ②地域再生計画に個別金融機関名を記載(自治体から内閣府へ計画変更申請) ③内閣府にて認定 ④金融機関から内閣府へ金融機関の指定申請 ⑤内閣府にて指定 上記の中で②③については、地域再生計画認定申請マニュアルの総論及び各論にて求められていますが、認定時期が年3回と限定された運用となっていることから、事業者から利子補給制度の活用について具体的な相談があった時に日程がネックとなり、柔軟な対応ができず大変困っております。 一方で内閣府においては、④⑤の手続きがあり、②③と重複的な対応となっていることから、例えば、「①地域再生協議会の構成員となった金融機関について、②、③の手続き省略し、④、⑤の手続きを行うことを可能とする」ことで制度の効率化、利便性向上につなげ、『地方創生2.0』の起動に向けて、より円滑に金融機関が地方創生支援に取り組めるよう、改善を図っていただきたいと思います。	地域再生法第14条第1項及び同法施行規則第19条 「地域再生計画 記載例(地域再生支援利子補給金)」 「地域再生計画認定申請マニュアル(総論)」 「地域再生計画認定申請マニュアル(各論)」	株式会社三菱UFJ銀行	公表	内閣府	地域再生法第14条第1項及び同法施行規則第19条に基づく指定金融機関(利子補給)の指定については、これまで、以下の①～⑤の流れにより対応。 ① 地域再生協議会の構成員となる ② 地域再生計画に個別金融機関名を記載(自治体から内閣府へ計画変更申請) ③ 内閣府にて認定 ④ 金融機関から内閣府へ金融機関の指定申請 ⑤ 内閣府にて指定 「①」については、法令上、「③」以降「④」の前でも可であるところ、これまでの「地域再生計画 記載例(地域再生支援利子補給金)」「地域再生計画認定申請マニュアル(総論)」「地域再生計画認定申請マニュアル(各論)」においては、「②」に先立つ手続きとして義務化(運用)。	B-I	指定金融機関の指定につきましては、地域再生計画記載の金融機関が、内閣総理大臣に認定された当該地域再生計画に係る地域再生協議会の構成員であること及び地域再生法施行規則第19条で定める要件に該当する場合に受けられることとなっております。 本提案事項につきまして、御提案いただいたとおりの対応とさせていただきます。めには法の規定を変更する必要がありますが、法の規定を変更せずに即時に対応する方法(代替案)といたしましては、「地域再生計画の作成時にあらかじめ、当該地域再生計画に係る地域再生支援利子補給金の支給を受ける可能性がある金融機関につきまして、幅広くその名称を地域再生計画に御記載いただき、認定後、実際の支給が必要になった段階でその金融機関が指定を申請する」といった方法であれば可能であり、御提案を踏まえ、既に、「第74回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付」(令和7年5月12日)より、当該代替案による運用(変更)を開始させていただいております。 なお、御提案いただいたとおりの対応につきましては、今後の法改正に当たり御要望等も踏まえて検討させていただきます。	【運用変更後】 https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kouhyou/250512/nintei.html ※「別添8 地域再生計画 記載例(地域再生支援利子補給金)」 「地域再生計画認定申請マニュアル(総論)」(令和7年5月12日一部改正)」 「地域再生計画認定申請マニュアル(各論)」(令和7年5月12日一部改正)」 <変更前> https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kouhyou/241227_1/nintei.html